

面会禁止の一部解除のお知らせ



当院では、新型コロナウイルス感染症の地域の発生状況に応じて、

ご家族の面会を考慮しております。2021年10月14日から

以下のことを遵守して頂いたうえ、ご家族に限り、面会を一部解除と致します。

2021年10月11日 院長 高濱顕弘

面会の条件：ご家族に限定（ご友人等はお断り致します）

- 島根/鳥取県に在住のご家族（他都道府県に在住の方は固くお断り致します）
- 2週間以内に島根・鳥取以外の都道府県に移動歴のないご家族
- 島根・鳥取以外の都道府県の方と会食等接触のないご家族
- 検温にて37.0℃未満であること
- かぜ症状のないこと、また身の回りにかぜ症状のある方がいないご家族
- 必ずマスクを着用していること
- 面会前には必ず手指の消毒をすること

面会時間等

- 15:30～17:00（時間内厳守でお願いします）
- 1回の面会につき、2名まで15分以内
（ただし、病院からの依頼でお越し頂いた場合はこの限りではありません）

面会の方法

- 1階受付横にある検温モニタにて体温を測定する
- 病棟に行き、病棟カウンターにある面会簿に必要事項を記入する
- 面会許可シールを一人一枚取り、胸に貼って病室に行く
- お帰りの際は病棟カウンターにある面会簿に退室時間を記入する

その他

- 入院患者様を新型コロナウイルス感染症から守るための感染対策にご協力お願い致します
- なお、今後の発生状況によっては、面会条件等変更致します